

図書館年報

平成17年度

山梨県立大学図書館

山梨県立女子短期大学図書館

山梨県立大学看護図書館

山梨県立看護大学・短期大学部図書館

図書館年報の発刊にあたって

図書館長 小田切 陽一

平成 17 年度は、図書館にとって大きな節目の年度となった。昭和 41 年に開館した県立女子短期大学図書館と、平成 7 年に県立看護短期大学図書館として開館し、平成 10 年には県立看護大学の開学に伴って名称変更した、県立看護大学・短期大学部図書館の両図書館は、4 月の山梨県立大学の開学とともに、登録館名をそれぞれ山梨県立大学図書館（飯田キャンパス）と山梨県立大学看護図書館（池田キャンパス）とに変更した。

県立大図書館は、これまでの女子短期大学図書館が、人文科学、自然科学にわたる広い教養と専門図書を整備してきた資産を継承するとともに、新たに国際政策学部と人間福祉学部の新学部の教育・研究に対応した蔵書整備が進行中であり、大学の完成年度には約 11 万冊の蔵書を有する図書館となる。一方、看護図書館は、開設当初より看護学の教育および研究利用に特化した蔵書整備に重点をおき、教員、学生のためのみならず、県内の看護師、保健師等の情報拠点としても広く活用に寄与しようと努力しているところである。

大学改革の大きな流れの中、図書館に求められる役割もより明確化し、さらには目標を決めて実現させていく自己改革の力を試されているところであろう。学外機関による大学認証評価においても評価基準項目として、図書館には、図書・学術雑誌・視聴覚資料等の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、それらが有効に活用されていることが求められている。一方で、大学の財政基盤が十分とはいえない状況ではあるが、大学の目的にかなった効果的な資料整備や情報提供基盤の整備が急がれる。

山梨県立大学図書館と山梨県立看護図書館は、それぞれの教育特徴や歴史を背景に発展した資産を継承しつつも、新たな学問分野の参画や既存分野の融合を支援できる環境を整備していくことが目下の課題といえる。

平成 17 年度は短大を含む 4 大学が併存する状況下で、図書館および委員会運営も困難を極めたが、職員の多大な尽力と委員の建設的な努力とによって、どうにか大学図書館としての役割を遂行できたのではないかと考える。よって、ここに「図書館の記録」を目的として年報を発刊し、多くの利用者の皆様からのご批判をいただきながら、図書館の更なる発展のための礎としたい。

目 次

1. 図書館の概要	1
1-1. 図書館の歩みと現状	
1-2. 施設・設備等	
1-3. 職員の体制	
1-4. 予 算	
2. 図書館の運営と委員会活動.....	2
2-1. 運 営 組 織	
2-2. 委員会活動等	
2-2-1. 県立大学全学図書・紀要委員会	
2-2-2. 県立看護大学、県立看護大学短期大学部図書委員会合同会議	
2-2-3. 実務担当者会議	
2-2-4. 委員会活動の評価	
2-2-5. 職員の研修、会議等への参加状況	
3. 蔵書等の整備	10
3-1. 蔵書等の整備方針	
3-2. 蔵書の整備状況	
4. 利用統計および図書館利用研修.....	11
4-1. 統 計	
4-2. 利 用 研 修	
5. その他の活動	12
5-1. 大学コンソーシアム図書館ワーキンググループ	
6. 規 定 等	12
付 表：利用統計一覧	20

1. 図書館の概要

1-1. 図書館の歩みと現状

平成 17 年 4 月の山梨県立大学の開学によって、山梨県立大学図書館および山梨県立大学看護図書館を登録館名として変更手続きが行われた。本年度は、飯田キャンパスには山梨県立女子短期大学が、また池田キャンパスには山梨県立看護大学および看護大学短期大学部が併存しており、山梨県立女子短期大学図書館および山梨県立看護大学・山梨県立看護大学短期大学部図書館を兼ねる図書館としての位置付けである。以下、飯田キャンパスの図書館を山梨県立大学図書館、池田キャンパスの図書館を山梨県立大学看護図書館と表記することとする。

山梨県立大学図書館は、昭和 41 年に、山梨県立女子短期大学図書館として開館した。当初は、研究棟の一階にあり本館の三階には別室として国文科専用の図書室が設置されていた。開館時の蔵書冊数は約 2 万冊で、職員は専任の司書 1 名と非常勤嘱託職員 1 名で運営されていた。昭和 56 年には現在地に単独施設として新築し開館した。また、これを機に一般県民にも図書館の開放を行った。平成 11 年には図書資料の電算化を行い、蔵書検索システムの公開、県内公共図書館との相互貸借システムへの加盟や大学図書館横断検索システムへの参加も可能になった。平成 17 年に山梨県立大学として新スタートし、山梨県立大学看護図書館とのシステム統合や規定等の整備も行った。また、臨時職員の 1 名増により長年の懸案事項だった開館時間の延長も午後 7 時まで行うこととなった。

山梨県立大学看護図書館は、平成 7 年 4 月山梨県立看護短期大学図書館として開館した。同時に山梨県立高等看護学院図書室の資料が移管された。その後、平成 10 年 4 月山梨県立看護大学の開学により山梨県立看護大学・山梨県立看護大学短期大学部の共用図書館となった。平成 17 年 4 月山梨県立大学の開学により、山梨県立大学看護図書館として新スタートした。看護の専門図書館として、開館時より県内在住の看護有資格者、保健・医療・福祉業務に携わる方々に開放し、研究や情報交換、看護実践の拠点として活用されている。また、平成 9 年より段階的に開館時間の延長が行われ、現在は試行ではあるが平日午後 9 時 30 分まで開放している。

1-2. 施設・設備等

山梨県立大学図書館

総面積 902m²、閲覧スペース 486m²、座席数 87 席、蔵書検索用等 PC 4 台
館内無線 LAN 対応

山梨県立大学看護図書館

総面積 989m²、閲覧スペース 661m²、座席数 124 席、蔵書検索用等 PC 9 台
ビデオコーナー 個室ブース

1-3. 職員の体制

山梨県立大学図書館

専任職員 1 名、臨時職員 2 名の計 3 名で、1 名が午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、2 名が午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分までの時間差勤務を行っている。

山梨県立大学看護図書館

専任職員 1 名、臨時職員 2 名、非常勤嘱託職員（兼務） 1 名の計 4 名で、1 名が午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、2 名が午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分までの時間差勤務を行い、兼務の非常勤職員 1 名が午前 9 時から 10 時 30 分までを補っている。

1-4. 予 算

平成 17 年度の図書館運営費の総額は、30,254 千円である。内訳は人件費 10,336 千円、旅費 255 千円、学術雑誌購入等の消耗品費 6,955 千円、印刷製本費 1,565 千円、通信運搬費 74 千円、委託料 924 千円、データベース等の賃借料 1,504 千円、図書・視聴覚資料購入などの備品費 8,525 千円、補助金等 116 千円である。

なお、このほかに県立大学図書館には、大学設置のための整備費として図書購入費 32,000 千円、雑誌購入費 1,500 千円の予算が計上されている。

2. 図書館の運営と委員会活動

2-1. 運 営 組 織

平成 17 年 4 月の山梨県立大学の開学にともない、図書館の名称及び運営組織の変更があった。名称は飯田キャンパスの山梨県立女子短期大学図書館は山梨県立大学図書館に、池田キャンパスの山梨県立看護大学図書館は山梨県立大学看護図書館に登録館名を変更し、図書館活動に関わる事務局職員体制および委員会組織も新たに編成された。しかしながら平成 17 年度は、山梨県立大学の他、飯田キャンパスには山梨県立女子短期大学、池田キャンパスには山梨県立看護大学および山梨県立看護大学短期大学部が併存することから 4 大学において 2 館が運営される状況であった。

事務職員の配置状況は、県立大学総務課図書担当として県立大学図書館にリーダー（主査） 1 名と臨時職員 2 名が、県立大学看護図書館には司書 1 名と臨時職員 2 名および非常勤嘱託職員 1 名（兼務）となっている。委員会組織は、教員と事務職員（図書館職員）で構成され、山梨県立大学図書館については、県立大学全学図書・紀要委員会が所轄し、併存する山梨県立女子短期大学図書館に係わる事項については県立大学全学図書・紀要委員会において検討することを諒解の上、運営にあたった。一方、県立大学看護図書館および県立看護大学図書館については、山梨県立大学、山梨県立看護大学、山梨県立看護大学短期大学部の 3 大学が共有する図書館という形態から、県立大学開設前より所轄してきた県立看護大学と県立看護大学短期大学部の各図書委員会委員で構成される合同会議を継続させて諸事項を検討した。県立大学看護学部と県立看護大学の教員組織が同じ構成員であることから、県立大学全学図書・紀要委員会における協議結果との整合を図る役割を図書館長の責任として行った。

以上のように、平成 17 年度の県立大学図書館および県立大学看護図書館は複数の大学による、最高決議機関を異にする 4 組織が 2 つの図書館を共同で運営し、運営に係わる諸規定も各大学に存在する状況から、明確な組織図を作成し確認することが必要であった。とくに県立大学看護図書館においては、評議会が最高決議機関である県立大学看護学部と、教授会が最高議決機関である県立看護大学と県立看護大学短期大学部との調整の中では、

重要な協議事項については、複数の委員会を十分に機能させて図書館の運営が進められた。

2-2. 委員会活動等

2-2-1. 県立大学全学図書・紀要委員会

県立大学全学図書・紀要委員会の委員構成は、国際政策学部、人間福祉学部、看護学部の各学科より 1 名の委員と図書委員長・副委員長それぞれ 1 名に、県立大学図書館、県立大学看護図書館より事務職員各 1 名の 9 名の委員で構成された。委員会活動にあたって委員会活動に係わる規定が年度当初には未整備であったため、県立大学図書館および県立大学看護図書館の利用に関して協議すること、3 学部の紀要発刊に関して協議すること、委員会協議事項は、部局長会議、評議会へ必要事項は報告、または審議のための提案を行うことなどを確認して委員会を発足した。また、県立大学図書館については県立女子短期大学図書館との調整を堤副委員長が、県立看護大学図書館との調整は小田切委員長が県立看護大学と看護大学短期大学部図書委員会で構成される合同会議で調整を図ることとした。

年間の委員会活動状況については、表 1 (P6 ~ P7) に示したとおり 8 回開催した。主たる活動内容については以下のとおりであった。

規定等の整備については、山梨県立大学図書館規程、山梨県立大学図書館利用要項、山梨県立大学図書館資料相互貸借貸出要領、山梨県立大学図書館開放要項、山梨県立大学図書館資料管理細則、山梨県立大学図書館複写取扱要領について案作成を行い、6 月評議会において審議の上、同月 23 日施行となった。

年間の蔵書・雑誌整備計画については、新設学部の授業カリキュラムに沿った資料収集に重点をおくことを確認し、次年度にむけて整備方針を検討してゆくこととした。整備目標については、大学設置審議会への申請どおり、蔵書は平成 16 年度から 19 年度までは年間 6400 冊、平成 20 年度から 21 年度は年間 3200 冊の整備、雑誌は最終的に 256 タイトル整備の目標に従い、平成 17 年度から完成年度までは、国際政策学部および人間福祉学部の 2 学部 4 学科での均等割での整備を行う方針を決め、5 月評議会において承認され実施した。蔵書および雑誌の希望リストの提出をもらい飯田キャンパス図書委員による選定作業を経て購入決定を行った。

広報誌の発行については、4 大学併存の状況から、各大学図書委員会より広報編集担当を選出し編集会議をもち、新規に広報誌を発刊した（下記参照）。年報については、前年度実績を年報として発行した経緯から、県立大学図書館の年報は平成 18 年度に発刊することを確認した。

予算要求にむけての検討は、県立大学図書館に関する蔵書整備等予算が新大学整備予算に位置付けられており、また県立大学看護図書館については、大学経費の図書関係費に位置付けられていたことから、県立大学図書館関係を全学図書紀要委員会において検討し、県立大学看護図書館に係わる予算については、下記の県立看護大学・県立看護大学短期大学部図書委員会合同会議において検討を行い、それらの検討結果を合わせて最終的に予算（案）として両委員会の了解をとって事務局へ提出するという手順をとった。

図書館利用案内については、事務職員を中心として原案作成をし、それらを委員会で検討し決定した。2 月に三つ折りパンフレット方式の案内を作成し、教員に配布したほか、主には学外利用者むけの案内資料としての活用を図ることとした。この他、委員会では大

学コンソーシアム図書館ワーキンググループ（その他の活動参照）における検討事項について検討し、12月には、大学コンソーシアム図書館ワーキンググループへの要望等をまとめて提出した。

2-2-2. 県立看護大学、県立看護大学短期大学部図書委員会合同会議

合同会議の委員構成は、両大学の図書委員会及び図書館司書の計7名の委員で構成された。県立大学の開学に伴う改組により、細部にわたる打ち合わせが不可欠であり、特に年度当初には、看護図書館の図書委員会合同会議の組織上の位置づけについて合同会議において確認し、各教授会へも報告して確認の上、委員会活動が行われた。委員会活動は、3大学の図書館関連規定（県立看護大学、県立看護大学短期大学部、県立大学の各図書館規定、図書館利用要項、委員会運営規定等）に則り行った。

年間の委員会開催状況については、前年度の活動評価を踏まえ平成16年度末に委員会で検討された平成17年度委員会活動方針「県内の医療看護系資料の収集を図る」「実習・課題図書の更新のための蔵書の廃棄規定に関する検討」を踏まえて、表1に示したとおり、7回開催した。委員会ならびに事務職員に係わる主たる活動内容と検討内容については以下のとおりであった。

図書館ツアーについては、県立大学看護学部の入学時オリエンテーションにおいて、大学における図書館の役割とマナー等利用法について説明を行った。また新入生100名を4つのグループに分け、図書館内において、利用方法を中心に図書館内の設備、配架の状況を説明した。大学院入学生に対しても別途、同様のオリエンテーションを行った。研究セミナー支援を目的とした文献購読セミナーは、カリキュラムの変更に合わせて次年度に3年生を対象として実施することとした。新入生のない県立看護大学短期大学部の2年生に対しては、効果的な研究活動を支援する目的から文献検索のオリエンテーションを看護研究開始前に行った。また学外者に対するオリエンテーションについては、配架や文献検索等について事務職員が個々に対応した。

図書館の利用に関しては、県立大学看護図書館は3大学の学生および教職員の他、学外の看護職をはじめとして保健医療関係者の利用が盛んであり、授業終了時の午後6時以降から午後9時30分まで、多くの利用者であふれている。予算措置による夜間開放を正規の開放とするための委員会での検討およびはたらきかけを行った。蔵書の館外への未手続きによる持ち出しを防止する目的からブックディテクションを設置しているが、該当者に対しては図書館長による注意を行った。

施設・設備に関しては、とりわけ夜間開放時にロッカーが不足し、カウンターで荷物を預かる状態が続いており、適正利用を促す他、増設も検討課題とした。閲覧スペースは常に混雑状況がみられ、また館内に図書資料等を参考にグループワークを行えるスペースがないという問題が依然存在する。閉館は午後9時30分だが、館外貸し出し業務の終了が午後7時そのため、臨地実習後の学生などが必要とする資料等を借り出せないなど、カウンターサービスの充実が必要である。館内の情報端末は、情報収集を主目的としたインターネット接続（Word、Excelなども使用可）のパソコンが9台設置されているが、情報演習室の端末がUSBに未対応であるなど学生の利用環境が十分でないことから、持参したレポートの打ち出しなど、本来の目的以外の利用が目立った。また拡大情報委員会からの

検討事項としてセキュリティ対策についても求められることが予測されたので、端末の利便性を損なわないものとしてセキュリティの向上に対応することを検討した。

蔵書整備に関しては、図書・視聴覚教材購入に関する作業マニュアルに従い、看護学を専攻する大学図書館としての役割達成を目的とし、年間購入計画に基づいて蔵書整備を図った。委員会は、購入計画の作成および選定基準に基づいた選定を行った。年間の整備状況については別章に示した。さらに平成17年度委員会活動方針として採りあげた「県内の医療看護系資料の収集を図る」については、成果が着実に得られ、山梨県、県内の市町村、公共団体の発行する看護・保健・医療・福祉関係の逐次刊行物の収集が精力的に実施され、多くの寄贈が得られた。

広報誌の発行に関しては、広報誌はこれまで、県立女子短期大学図書館において「ふじざくら」が、また県立看護大学・看護大学短期大学部図書館においては「Bookmark」を年1回発行してきたが、平成17年度は県立大学の開学にともない、飯田および池田の2図書館の広報誌として発行することを決め、4大学の共同発行を目標として、県立大学全学図書・紀要委員会ならびに県立看護大学・看護大学短期大学部図書委員会合同会議の構成委員より広報編集担当を選任し、編集会議を年2回開催して発行企画をねり、編集作業にあたった。広報誌の名称についても4大学の学生および教職員を対象として公募し、最多得票数であった「Yonzya」(ヨンジャー：甲州弁で読んでね！読んだら！といったニュアンス)に決定し3月初旬に発行した。初刊であることから、県立女子短期大学図書館の30年の軌跡と県立看護大学図書館の10年の経過をそれぞれの図書館の特徴を踏まえながら紹介し、利用者の中心である学生の声などを取り入れて、学生が手にとって読みたくなるような構成を目指した。

2-2-3. 実務担当者会議

図書館の実務レベルの協議については、委員会活動とは別に前後期に1回、図書館長と事務職員による実務担当者会議を開催して直面している図書館の事務運営上の問題点とその解決策などについて検討した。とくに年度初めには組織の改編にともない、山梨県立大学図書館と山梨県立大学看護図書館における利用者カードの共通化や利用統計の統一、利用案内の作成、蔵書点検の期間設定などについて話し合いを行った。

また、事務職員のみの会議は計4回行われ、図書館の運営実務における以下のような具体的な事柄について話し合いを重ねた。

- ① 図書館システムの統合により生じたシステムの不具合やバーコード等の変更。
- ② 規定等の更新における申請書等の書式の統一。
- ③ 学外一般利用者の申請方法や範囲について。
- ④ 同一大学になったことにおける加盟団体への登録。
- ⑤ 新たに加盟する「ILL文献複写等料金相殺サービス」で生じる問題点と実際の方法及びそれに伴うメール便の導入について。
- ⑥ ホームページ更新内容。
- ⑦ 出張・研修の人選。

会議で検討された事項については、このようなものであったが、統合された1年目ということもあり、図書館システムの不具合や予算の組み立て等々、対応に緊急性を要する事

項が多く、その都度メールや電話での調整を頻繁に行って、両館の連絡を密にとりながら解決にあたった。

表1 平成17年度県立大学全学図書・紀要委員会および県立看護大学・看護大学短期大学部図書委員会合同会議の開催と図書館運営に係わる関連会議等の一覧

開催日	県立看護大学・看護大学短期大学部図書委員会合同会議	県立大学全学図書・紀要委員会	関連会議等
4月	4/26 第1回図書委員会合同会議 ・委員紹介 ・新大学の図書館について ・図書委員会合同会議の位置付けについて ・H17活動計画 ・業務分掌 ・図書館オリエンテーションについて ・その他		図書館オリエンテーション 図書館ツアーニュシステム説明会 4/4 第1回実務担当者会議 4/22 日本看護図書館協会総会
5月	5/30 第2回図書委員会合同会議 ・全学図書紀要委員会及び評議会決定の報告 ・図書館規定等 ・H17委員会活動について ・蔵書整備計画(案) ・広報誌について	5/17 第1回全学図書・紀要委員会 ・図書館規定等の検討 ・組織位置付け確認 ・蔵書整備計画 ・雑誌整備計画 ・広報誌の発行について ・年報の発行について ・紀要の発行について	5/26-27 公大協図書館総会(宇部)
7月	7/28 第3回図書委員会合同会議 ・広報誌編集について ・H18年度予算作成方針(案)の検討 ・県立大図書・全学図書・紀要委員会関連報告	7/7 第2回全学図書・紀要委員会 ・図書館規定等 ・広報誌の編集方針 ・H18予算案検討	H16年度年報発行
8月	8/3 第4回図書委員会合同会議(OPTION) ・H18年度予算要求(案)の検討	8/24 第3回全学図書・紀要委員会(OPTION) ・H18予算要求(案)検討	8/4-5 日本看護図書館協会研究会 8/25 第1回大学コンソーシアム図書館WG
9月		9/28 第1回広報誌編集委員会	

開催日	県立看護大学・看護大学短期大学部図書委員会合同会議	県立大学全学図書・紀要委員会	関連会議等
10月		10/6 第4回全学図書・紀要委員会 ・雑誌リストの選定 ・図書館利用案内について	10/19 第2回大学コンソーシアム図書館WG 10/26-27 全国図書館大会
11月		11/22 第5回全学図書・紀要委員会 ・コンソーシアム事業案検討	11/24 第2回実務担当者会議
12月	12/19 第5回図書委員会合同会議 ・広報誌について（報告） ・大学コンソーシアムについて（報告） ・蔵書の整備状況について ・購入希望図書の整備状況（追加募集の結果）	12/8 第6回全学図書・紀要委員会 ・蔵書整備の状況 ・コンソーシアム（回答） ・広報誌名称の公募について ・紀要装丁について	
1月	1/18 第6回図書委員会合同会議 ・広報誌（案） ・コンソーシアム事業（案）	1/26 第2回広報誌編集会議 1/30 第7回全学図書・紀要委員会 ・広報名称 ・活動評価項目検討	1/12 文部科学省実地調査 1/27 第3回大学コンソーシアム図書館WG 1/25 厚労省実地調査
3月	3/14 第7回図書委員会合同会議 ・H17年度委員会活動のまとめ（評価と課題） ・大学コンソーシアムについて	3/13 第8回全学図書・紀要委員会 ・H17年度委員会活動のまとめ（評価と課題） ・H18蔵書・雑誌整備方針	図書館広報誌「Yonzya」発行 紀要発行

2-2-4. 委員会活動の評価

本年度の委員会活動の評価は、山梨県立大学の全学図書・紀要委員会および山梨県立看護大学・県立看護大学短期大学部図書委員会合同会議において、それぞれの委員会活動の中で実施された。

全学図書紀要委員会においては年度末の最終委員会において平成17年度の委員会活動について活動状況についてまとめ、それらを検討して評価と課題について明らかにした。以下に主たる評価項目別に評価および課題を整理した。

(1) 藏書整備については、県立大学図書館（飯田）に関しては蔵書整備を進める上で、特色ある図書館を目指す意味においてもビジョンをもった蔵書整備の必要性が重要であり、その具体化のために次年度には蔵書整備方針の明文化を優先課題とすることになった。また、山梨県立大学地域研究交流センターへの蔵書や雑誌の配架についても次年度検討事項とした。発注後の蔵書入荷までの時間がかかりすぎる問題点に対しては、本年度は私学文書課での入札など特別な条件下で生じていることが確認されたが、改善のための要求を事務局に行った。また蔵書整備の購入希望図書リストの提出期限を前倒しするなどを考えることとした。

(2) 広報活動については、限られた予算内において良好な出版が実現できた。3大学の図書関係委員会より編集担当委員による編集会議において編集方針・案を作成してスムーズな分担作業が実現できたので次年度もこの方式とすることを確認した。一方でホームページからの図書館情報に関する発信については、更新がスムーズでなく、広報委員会の更新手続きの簡素化を求めるなどの対策が議論された。

(3) 施設設備に関しては、学年進行に伴い学生利用者数の増加が見込まれることから、学習スペースやブースの確保などが課題である。ニーズ調査を行い予算要求に反映させることなどが考えられた。また、次年度には8万冊所蔵可の書庫が建設予定であるが、蔵書整備計画に合わせた図書館の拡張なども長期的なビジョンで考えてゆく必要性もあることが確認された。

(4) その他、図書館の運営上、利用に関わる事項として、県立大学看護図書館の夜間開放にあわせた開館時間の延長や、土日曜日の開館など、文部科学省の実地調査時にも委員より指摘されたこともあり、学生等利用者ニーズを把握するなど実現にむけた情報収集を行う必要性を確認した。蔵書点検においては紛失図書の減少、その対策として、ブックディテクションが未設置の県立大図書館への設置を考えてゆくことなどが課題とされた。

県立看護大学・県立看護大学短期大学部図書委員会合同会議における評価は、県立大学看護図書館について実施し、以下の評価項目について評価し、課題が整理された。

平成17年度の活動は委員会活動方針に添って、概ね順調に進行したといえる。しかし課題が多くあるのも実情である。

(1) 図書館の運営等については学生、教職員から多くの希望が出されており、蔵書の充実と共に検討を重ねていく必要がある。まず空間的な問題として蔵書収納スペースや閲覧席の不足であるが、館内スペース全体に制限があることから利用しやすい環境を考えながら検討する必要がある。また、かねてよりの課題であった学生が文献等の資料を参考にしながら討議し合って学習を行える場所の設置については、予算的な問題等もあるが緊急

の課題である。開館時間に関しては、夜間利用可能時間の延長にとどまらず、土曜、日曜日の開館を希望する声も大きい。現在の夜間の図書館利用はカウンター業務を午後7時に停止することから、その後の館外貸し出しやレファレンスに対応できず、十分な利用者ニーズへの対応が行えていない現状である。午後9時30分の閉館時間まで館外貸し出しができる人員の配置や自動貸出機の導入などの解決策を検討する。

年度当初に行っているオリエンテーションは、現在、60分で実施しているが、図書館の概略から、図書館の利用方法、近年の図書館機能の重要な要素である情報端末による蔵書検索、データベース検索までを説明するには十分でなく、オリエンテーションのあり方についても今後何らかの工夫が必要である。学外者に対しては、来館時に個別に対応しているが、利用の多い関係施設等に対しては、一定の人数を対象にしたオリエンテーションの開催など、山梨県看護協会など外部団体の要望や協力等も得ながら、学外利用者を対象としたオリエンテーションのあり方などについても検討する。

(2) 施設の整備状況に関しては書架及び付帯施設であるロッカー等のスペースの不足解消が急務である。情報化が進み、新刊の発行数も増大を続ける最近の図書館サービスのあり方に対応できる施設とするために、抜本的に図書館のスペースを見直す必要もあると思われる。館内の情報端末機器についても、学生の中には検索目的ではない利用もみられ、図書館の情報提供の役割を再検討し、それに見合った情報端末の整備が必要である。平成17年度の状況については、情報演習室の機種更新が次年度実施の予定であり、ある程度の解決は図れると考えている。

(3) 蔵書整備については図書館機能の中枢機能を支えるものであり、看護図書館においては、かつて県立看護大学・看護大学短期大学部図書委員会において整備された図書・視聴覚教材購入に関する作業マニュアルに記載された整備方針に従って実施されてきている。現在、県内においては看護学の専門図書館としても認知されてきている状況にあり、目標の達成に至っている。今後もこの方針下においてより一層の蔵書等の資料整備を図るとともに、up-to-dateな情報提供を目指した図書館として機能させる必要がある。こうした整備方針の一環として、平成17年度の委員会活動目標としておかれた山梨県内の市町村、公共団体が発行する保健・医療・福祉関係の逐次刊行物の収集についてはリスト化が図られ、寄贈が順調に行われている。今後も継続の方針である。しかしながら近年の出版ブームは医療系・看護系図書においても例外ではなく、新刊図書の発刊数も多く、最新情報としての収集は重要であるが、予算上の制約から、学生や教職員のニーズに十分応えられる状態とは言いがたい。とりわけ学生が臨地実習などで使用する参考図書は利用の集中化があり、絶対数の不足が問題であり、同一図書の複数購入だけではこの課題は解決できず知恵を絞る必要がある。さらに、保健医療の分野では学問的進歩が日進月歩であり、情報がリニューアルされる医療系図書においては、とく最新刊を整備する必要のある図書も多く、利用頻度が低くなった蔵書の扱いに関しても配架スペースの確保の点からも解決しなければならない問題である。図書館での所蔵が必要でなくなった図書の処分は、廃棄規定の検討などを通じて解決しなければならない。

2-2-5. 職員の研修、会議等への参加状況

- ・日本看護図書館協会第15回総会（2005年度）
平成17年4月22日(金)愛知県立看護大学（名古屋市）にて開催。
司書森田智紗が参加。
- ・第37回（平成17年度）公立大学協会図書館協議会 事務長会
平成17年5月26日(木)下関市にて開催。主査小田切厚美が参加。
- ・第37回（平成17年度）公立大学協会図書館協議会 総会
平成17年5月27日(金)下関市にて開催。小田切陽一館長が参加。
- ・日本看護図書館協会第33回研究会
平成17年8月4日(木)・5日(金)足利短期大学（足利市）にて開催。
司書森田智紗が参加。
- ・平成17年度、第91回全国図書館大会 茨城大会
平成17年10月26日(水)～28日(金) 水戸市にて開催。
主査小田切厚美、司書森田智紗が参加。
- ・平成17年度、第21回山梨県図書館大会
平成17年11月30日(水)山梨県笛吹市にて開催。
実行委員として主査小田切厚美、発表者として司書森田智紗が参加。

3. 蔵書等の整備

3-1. 蔵書等の整備方針

県立大学の開設によって、県立大学図書館としての蔵書整備の方針については、大学設置認可にあたり、「大学完成年度までの蔵書整備においては、学部学科の現行のカリキュラムを踏まえ計画的に収集を行う」という方針が明記されており、これを基軸に蔵書整備をおこなった。県立大学図書館においては、新設学部・学科の構成を考慮して完成年度までの蔵書整備において各学部・学科間でのバランスのとれた蔵書整備を行うため、学科均等を原則とした購入希望図書のリストを教員を通じて作成し、全学図書・紀要委員会において選書する方針を明確にして、評議会で承認を得た。

なお、県立大学図書館では、平成16年度から19年度までに毎年6,400冊を購入し、既存の図書と合わせ11万冊の蔵書を整備する予定である。

一方、県立大学看護図書館は、既存の看護大学・看護大学短期大学部図書委員会において整備された図書資料選定基準に記載された整備方針（大学基準に基づく大学図書館として、また看護学を専攻する大学図書館として、教職員と学生及び県内在住の看護職、医療・保健・福祉職の学習や調査研究を援助するための資料収集）および選定基準に従って実施した。加えて平成16年度に成果をあげた、県内の保健・医療等の資料収集を整備方針に加えて継続した。

3-2. 蔵書の整備状況

県立大学図書館	平成 17 年度受入冊数 7,481 冊	図書館蔵書冊数 79,656 冊
県立大学看護図書館	平成 17 年度受入冊数 1,862 冊	図書館蔵書冊数 63,328 冊

4. 利用統計および図書館利用研修

4-1. 総 計

平成 17 年度の図書館利用統計、蔵書整備に係わる統計等については本文の後ろに資料として添付した。

4-2. 図書館利用研修

県立大学図書館

・図書館ツアー

総合政策学部、人間福祉学部の新入生を対象にオリエンテーションおよび資料検索方法を研修

平成 17 年 4 月 14 日～6 月 8 日 7 回 計 116 名参加

・図書館見学

県立聾学校の生徒、先生、父兄の見学

平成 17 年 6 月 15 日(木) 13 名参加

・山梨県教育委員会司書職研修

県立学校司書の研修

平成 17 年 8 月 11 日(木) 9 名参加

県立大学看護図書館

・新入生図書館オリエンテーション

新入生を対象に図書館利用方法および資料検索方法を研修

平成 17 年 4 月 7 日(木) 県立大学看護学部（説明および図書館ツアー）

平成 17 年 4 月 8 日(金) 県立大学看護学研究科（説明および図書館ツアー）

平成 17 年 4 月 8 日(金) 看護大学短期大学部（説明）

平成 17 年 4 月 11 日(月) 看護大学短期大学部（図書館ツアー）

・図書館新システム“LINUS”説明会

在校生および教員を対象とし、山梨県立大学の開学により新しくなった図書館システムによる蔵書検索方法を研修。また、県立大学図書館の利用案内を行う。

平成 17 年 4 月 11 日(月)～14 日(木)

・文献検索実践コース

文献購読セミナーを受講する学生を対象に、図書館における文献の探し方を研修

平成 17 年 4 月 27 日(木) 看護大学編入生

平成 17 年 10 月 31 日(月)、11 月 7 日(月) 14 日(月) 21 日(月) 看護大学短期大学部

・図書館オリエンテーション

山梨県実習指導者講習会受講者を対象に図書館利用方法を研修

平成 17 年 7 月 19 日(火) 29 名参加

5. その他の活動

5-1. 大学コンソーシアム図書館ワーキンググループ

平成17年度に県高等教育機関連絡協議会が、大学コンソーシアム（大学間連携による共同事業体）設立検討会議を設立した。その中の事業対象として各大学の図書館の連携も含まれており、図書館ワーキンググループが組織された。図書館ワーキンググループとしての検討協議会は平成17年8月25日、10月19日、平成18年1月27日と3回開催された。

このなかでは目的や連携のメリットなどと共に、相互利用やレファレンスサービスの提供について、蔵書横断検索システム、相互貸借、ホームページの公開等々、連携の主な事業について、各大学から具体的な意見が出され検討を行った。平成18年3月には事業計画(案)が示され、平成18年度以降のスケジュールについても提案された。

6. 規 定 等

県立大学の設置により、以下の諸規定を整備した。

山梨県立大学図書館規程

(趣旨)

第1条 山梨県立大学学則（以下「学則」という。）第7条の規定により設置される山梨県立大学図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し学則第55条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集管理し、利用に供することにより、本学における教育及び研究を支援するとともに、地域社会の知的情報基盤としての役割を果たすことを目的とする。

(位置及び名称)

第3条 図書館は、甲府市飯田及び甲府市池田に置き、それぞれの名称は、山梨県立大学図書館及び山梨県立大学看護図書館とする。

(業務)

第4条 図書館は、第2条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- 一 図書館資料の収集、整理、保存、提供
- 二 教育研究に関する学術情報の収集、提供
- 三 図書館資料等の学内外の相互利用
- 四 図書館内の施設、設備等の管理
- 五 その他必要な業務

(図書館に関する委員会)

第5条 図書館の運営に関する事項を調査審議・執行するため、委員会を置く。

2 前項の委員会の組織、分掌等については、山梨県立大学委員会設置及び運営規程の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第6条 図書館を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の教職員

- 二 本学の学生
- 三 本学を卒業した者
- 四 山梨県立女子短期大学、山梨県立看護大学、山梨県立看護大学短期大学部、山梨県立看護短期大学及び山梨県立高等看護学院を卒業した者
- 五 その他図書館長が特に認めた者

(図書館の一般開放)

第7条 図書館は、学外者の調査研究のために開放し、その利用に供するものとする。

- 2 図書館の開放に関し必要な事項は、別に定める。

(開館時間)

第8条 開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、夏季休業及び春季休業期間は午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 休館日は次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 大学創立記念日
- 四 12月28日から翌年の1月4日までの間の日
- 五 図書館資料の点検及び整理に必要な期間で図書館長が指定した日
- 六 その他図書館長が必要と認めたときは、臨時休館日を設け、又は、休館日を変更することができる。

(寄贈等)

第10条 館長は、図書館資料の寄贈を受け、委託を受け、及び交換することができる。

- 2 委託を受けた図書館資料の汚損、紛失等に対しては、図書館の責に帰すべき理由がある場合のほか、その責を負わない。

(図書館の事務)

第11条 図書館の事務は、事務局総務課図書担当において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成17年6月23日から施行する。

山梨県立大学図書館利用要項

(目的)

第1条 この要領は、山梨県立大学図書館規程（以下「図書館規程」という。）第12条の規定に基づき、山梨県立大学図書館及び山梨県立大学看護図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第2条 図書館長は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）に、図書館利用カード（第1号様式、以下「利用カード」という。）を次により交付するものとする。

- 一 図書館規程第6条第1号から第2号の本学の教職員及び学生にはその在籍登録等に

より交付する。

- 二 図書館規程第6条第3号から第5号までのいずれに該当する卒業生等で、図書館を利用しようとする者は、図書館利用カード交付申請書(第2号様式)を図書館長(以下「館長」という。)に提出し、館長は、内容確認のうえ、適當と認められるときは交付する。
- 2 前項第二号の利用カードの有効期間は、交付の日から3年間とする。
- 3 前項の有効期間は、利用者の申請により館長が特に必要と認めたときは更新することができる。この場合の更新手続は、第1項第2号の規定を準用する。
- 4 利用者は、前項により交付された利用カードを常に携帯し、係員の求めに応じて提示しなければならない。
- 5 利用者は、利用カードを紛失した場合、直ちに紛失届(第3号様式)を館長に届け出なければならない、館長は必要に応じて再交付する。

(閲覧)

第3条 図書館の閲覧室に備え付けの図書館資料(図書館規程第2条に規定するものをいう。以下同じ)は自由に選択し閲覧できるものとする。それ以外の図書館資料を閲覧しようとする者は、閲覧申込書(第4号様式)に所定の事項を記入の上希望の図書を借り受け、退館のときは、これを返却しなければならない。

- 2 前項の閲覧申込により同時に閲覧できる図書館資料の数は、5点以内とする。

(館外貸出手続)

第4条 図書館資料の館外貸出し(以下「貸出し」という。)を受けようとする者は、当該図書館資料に利用カードを添えて申し出るものとする。

(貸出禁止図書館資料)

第5条 貴重図書、辞書、年鑑、重要資料その他館長の指定した図書館資料は、貸出しづることができない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(貸出図書館資料の数)

第6条 貸出しを受けることのできる図書館資料の数は、図書館規程第6条第1号及び第2号に該当する者は5点以内、第3号から第5号に該当する者は3点以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、貸出し数を変更することができる。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は2週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは貸出期間を変更することができる。

(継続貸出しの制限)

第8条 返却された図書館資料は、返却後1日を経過しなければ、当該図書館資料を返却した者に対しては、継続して貸し出すことができない。

(返却)

第9条 図書館資料の貸出しを受けた者は、貸出期間が満了したとき又は次のいずれかに該当する場合は、直ちに当該図書館資料を返却しなければならない。

- 一 この規程に違反した場合
- 二 利用者が、図書館規程第6条各号の要件に該当しなくなった場合
- 三 図書館規程第6条第1号に該当する者が休職する場合又は停職処分を受けた場合
- 四 図書館規程第6条第2号に該当する者が休学する場合又は停学処分を受けた場合
- 五 図書館資料の点検又は整理を行うため館長が返却を求めた場合
- 六 その他館長が返却を求めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは貸出期間を一回に限り延長することができる。

(督促)

- 第10条 館長は、貸出期間を満了しても返却しない者に対して督促を行うものとする。
- 2 館長は、貸出期間を満了しても返却しない者に対して一定期間新規の貸出を停止することができる。

(複写)

- 第11条 図書館資料は、館長が特に指定したものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲において複写することができる。なお、複写に要する経費は利用者の負担とする。

(参考調査)

- 第12条 利用者は、教育及び研究のため必要あるときは、館長に対して所定の手続きを経て参考調査を依頼することができる。

(図書館相互利用)

- 第13条 利用者が、他の図書館等の資料の利用を希望するときは、図書等の借り受けの申込みを依頼することができる。ただし、利用に要する経費は、原則として依頼者の負担とする。

2 他の図書館等から図書館の利用の申込みがあったときは、本学の教育及び研究に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

3 他の図書館等への貸出しについて必要な事項は、館長が別に定める。

(転貸の禁止)

- 第14条 利用者は、閲覧している図書館資料及び貸出しを受けている図書館資料を、転貸してはならない。

(図書館資料の取扱い)

- 第15条 図書館資料は、丁重に取扱い、書入れ、ページ折り、切取り、汚損、紛失等をしてはならない。

(損害賠償)

- 第16条 利用者が図書館資料を汚損又は紛失したとき若しくは機器又は設備等に損害を与えたときは、紛失・破損届け（第5号様式）に所定の事項を記入の上、直ちに館長へ届け出るとともにその指示により賠償しなければならない。

(書庫への立入禁止)

- 第17条 図書館の書庫には、特に館長から許可された場合のほか、立ち入ることができない。

(遵守事項)

- 第18条 閲覧室では、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保つこと
- 二 図書館資料を机上に放置し、又は室外へ持ち出さないこと
- 三 図書館外へ出るときは、館員に図書館資料の保管を依頼すること
- 四 新聞は所定の場所で閲覧すること
- 五 音読、雑談、喫煙、携帯電話の使用、飲食等迷惑な行為を行わないこと
- 六 諸種の会合を行わないこと
- 七 印刷物その他の物品の配布をしないこと
- 八 機器、設備等を汚損しないこと

(利用の停止等)

- 第19条 館長は、この規則に違反した者に対して、図書館の利用を停止し、若しくは禁止し、又は貸出しの許可を取り消すことができる。

(委任)

- 第20条 この要領に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成 17 年 6 月 23 日から施行する。

山梨県立大学図書館資料相互貸借貸出要領

(目的)

第 1 条 山梨県立大学図書館利用要項第 13 条第 3 項の規定に基づき、他の大学図書館等への図書館資料（山梨県立大学図書館規程第 2 条に規定するものをいう。以下「資料」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象)

第 2 条 資料を貸出すことのできる、他の大学図書館等は次のとおりとする。

- 一 県内外の大学図書館及び研究機関
- 二 県内の公共図書館（公民館図書室を含む）、及び小学校、中学校、高等学校の図書館（室）。
- 三 その他館長が認めた機関

(貸出資料の範囲)

第 3 条 貸出できる資料は、図書のみとし、次の資料は貸出しをしない。ただし、特別な事由により館長が許可した場合は、この限りでない。

- 一 参考書表示図書、禁帶出表示図書
- 二 逐次刊行物（一般雑誌、学術雑誌、紀要等）
- 三 視聴覚資料（ビデオ、CD-ROM、録音テープ等）
- 四 借受申込館が容易な手段で入手できる資料
- 五 館長が不適当と認めた資料

(貸出数)

第 4 条 貸出数は、原則として一件 3 点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出期間)

第 5 条 資料の貸出期間は、1 か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 貸出期間とは、当館が貸し出した日（発送日）から起算し、当館に返却されるまでの期間をいう。

3 貸出期間中でも、必要があると認めた場合は、当該資料の返却を求めることができる。

(貸出手続)

第 6 条 「図書館利用証交付申請書（団体）」を記入し、登録を行う。

2 貸出の依頼は、「NACSIS-ILL（図書館間相互貸借システム）」「山梨県図書館情報ネットワークシステム」等や文書、ファクシミリ等によって行う。

(貸出、返却の方法)

第 7 条 資料の貸出及び返却の方法は宅急便、郵送（簡易書留）、来館等確実な方法とする。

2 経費については、すべて借受館の負担とする。

(損害の賠償)

第 8 条 貸出期間中に資料の紛失、汚損もしくは破損した場合は、借受館は「資料紛失・損害届」を提出し、現品、若しくは相当の代価をもって賠償しなければならない。

2 紛失弁償中も当該館への資料の貸出は行う。

3 消失の場合は消防署、天災の場合は市町村役場の証明を提出すれば、弁償の必要はない。

(借受館の責任)

第9条 借受資料の管理については、借受館が資料を受領してから、当館が再び受領するまでの間は、借受館において一切の責任を負うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、当館と借受館の両者が協議する。

附則

この要領は、平成17年6月23日から施行する。

山梨県立大学図書館開放要項

(目的)

第1条 この要項は、山梨県立大学図書館規程（以下「図書館規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、山梨県立大学図書館（以下「図書館」という。）の一般開放に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 この要項により図書館を利用できる者は、次の者とする。

山梨県に在住・通勤・通学をする者で16歳以上の者。ただし、看護図書館は、次に掲げる者に限るものとする。

一 山梨県に在住する者で、看護師の免許を有する者。

二 山梨県に在住する者で、保健、医療又は福祉の業務に携わる者。

2 その他館長が必要と認める者。

(利用手続)

第3条 図書館を利用しようとする者は、山梨県立大学図書館利用要項（以下「利用要項」という。）第2条における図書館利用カード交付申請書を図書館長に提出し、図書館利用カードの交付を受けるものとする。

2 前項の利用カードの有効期間は交付の日から3年間とする。

3 前項の有効期間は、利用者の申請により、館長が特に必要と認めたときは、更新することができる。この場合の更新手続きは第1項の規定を準用する。

4 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを常に携帯し、係員の求めに応じて提示しなければならない。

5 利用カードの交付を受けた者が、利用カードを紛失した場合、直ちに利用要項に規定する紛失届を館長に届けなければならない。館長は必要に応じて再交付する。

(館外貸出の期間及び貸出数)

第4条 図書館資料（図書館規程第2条に規定するものをいう。以下同じ）の館外貸出の期間は、2週間以内とする。

2 図書館資料の館外貸出数は、3点以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外貸出の期間及び貸出数を変更することができる。

(遵守事項)

第5条 閲覧室では、次の事項を守らなければならない。

一 静肅を保つこと

二 図書館資料を机上に放置し、又は室外へ持ち出さないこと

三 図書館外へ出るときは、館員に図書館資料の保管を依頼すること

四 新聞は所定の場所で閲覧すること

- 五 音読、雑談、喫煙、携帯電話の使用、飲食等迷惑な行為を行わないこと
- 六 諸種の会合を行わないこと
- 七 印刷物その他の物品の配布をしないこと
- 八 機器、設備等を汚損しないこと

(利用の停止等)

第6条 館長は、この要項に違反した者に対して、図書館の利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要項による図書館の利用については、この要項に定めるもののほか、図書館規程及び利用要項によるものとする。

附則

この要領は、平成17年6月23日から施行する。

山梨県立大学図書館資料管理細則

(目的)

第1条 この細則は、山梨県立大学図書館利用要領第20条の規定に基づき、山梨県立大学図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館資料の区分)

第2条 図書館の管理する図書館資料を次の2種に分ける。

- 一 図書館備付けの図書館資料
- 二 研究室又は事務室保管の図書館資料

(研究室等の保管)

第3条 研究室又は事務室の責任者は、研究室又は事務室において前条第2号の図書館資料を保管しようとする場合は、図書館長（以下「館長」という。）の承認を得たうえ、備付証書（第1号様式）を館長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により研究室又は事務室において保管することとなった図書館資料は、備付証書に定められた保管責任者が保管の責を負うものとする。
- 3 館長は、必要がある場合は、館員に前項の図書館資料の管理の状況について調査させ、又は前項の図書館資料の返却を求めることができる。

(委任)

第4条 この細則に定めるもののほか、図書館資料の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この細則は、平成17年6月23日から施行する。

山梨県立大学図書館複写取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県立大学図書館利用要項第11条の規定および著作権法（昭和45年法律第48号）に基づき、山梨県立大学図書館、山梨県立大学看護図書館（以下「図書館」という。）の複写取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写資料の範囲)

第2条 この要領により複写を行える資料の範囲は次の資料とする。ただし、図書館長が特に指定したものは除く。

- 一 図書
- 二 逐次刊行物
- 三 パンフレット類
- 四 その他

(利用者の範囲)

第3条 この要領により複写が行える者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 山梨県立大学図書館規程第6条に該当する者
- 二 山梨県立大学図書館開放要項第2条に該当する者
- 三 その他館長が認めた者

(複写依頼受付)

第4条 他の図書館等からの図書資料の複写申し込みがあったときは、本学の教育および研究に支障のない範囲において、これに応じるものとする。ただし、複写や複写の郵送等に要する経費は、原則として依頼館等の負担とする。なお、この際の複写料金は1枚当たり35円とする。

(複写料金)

第5条 複写を行う者は、複写申込書（第1号様式）に所定の事項を記入の上、下記の複写料金を納入しなければならない。

- | | |
|--------------|-----------|
| 電子複写 | 1枚当たり 10円 |
| マイクロリーダプリンター | 1枚当たり 10円 |

(他館への複写申込)

第6条 利用者が、他の図書館等の資料の複写を希望するときは、他図書館等への複写申込みを依頼することができる。ただし、利用する資料の範囲および経費は複写申込みの図書館等の規則等に従うものとし、複写等に要する費用は原則として依頼者の負担とする。

附則

この要領は、平成17年6月23日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

平成17年度

山梨県立大学図書館

利用統計

開館日数・入館者数 他

開館日数	220
貸出件数	1,680
学外登録人数	91

	学生	教職員	学外者	合計
入館者数	15,176	911	2,846	18,933
貸出件数	1,192	362	126	1,680

★夜間開放（5時～7時）

開放日数	185	
利用者数	学内	808
	教職員	161
	学外	80
	合計	1,049

★共同研究室

共同研究室利用時間	150
-----------	-----

貸出冊数

	国文	幼教	生活	国際	総政	国際コ	福祉	形成	池田	教職員	学外	合計
図書	496	292	121	468	128	255	209	127	64	512	159	2,831
逐次刊行物	56	38	0	31	2	7	1	24	1	231	62	453
合計	552	330	121	499	130	262	210	151	65	743	221	3,284

調査・相談件数

電子複写

	学内	他大学図書館	公共図書館	学外	合計
受付件数	386	524	45	101	1,056

件数	枚数
802	12,184

相互協力件数

	他大学図書館	公共図書館	BLDSC	その他	合計
貸借受付	38	24	0	0	62
貸借依頼	6	2	0	0	8
複写受付	541	13	0	0	554
複写依頼	318	16	0	0	334
合計	903	55	0	0	958

山梨県立大学図書館

蔵書統計

図書館所蔵資料

★ 所蔵数

図書	逐次刊行物	視聴覚資料	合計
87,173	19,036	2,231	108,440

★ 図書内訳

	図書館購入	研究室購入	合計
和書	70,758	3,628	74,386
洋書	6,923	552	7,475
合計	77,681	4,180	81,861

	購入	寄贈	合計
和書	74,386	5,270	79,656
洋書	7,475	42	7,517
合計	81,861	5,312	87,173

★ 逐次刊行物タイトル数

雑誌	製本雑誌	紀要	新聞	合計
1,487	109	408	7	2,011

★ 和洋別雑誌タイトル数

	購入	寄贈	合計
和雑誌	1,445	0	1,445
洋雑誌	42	0	42
合計	1,487	0	1,487

★ 逐次刊行物受入冊数

	受入冊数
紀要	19,887
製本雑誌	2,803
雑誌	19,036

★ 視聴覚資料所蔵数

ビデオ	DVD	LD	カセット	CD	CD-ROM	レコード	合計
1,130	241	18	295	256	291	0	2,231

★ 再生機台数

ビデオ	DVD	LD	カセット	CD	CD-ROM	レコード	合計
3	2	0	0	0	0	0	5

平成17年度 図書資料受入数

★ 冊 数

購入図書	寄贈図書	受入図書数
7,239	242	7,481

★ 冊数内訳

	図書館購入	研究室購入	合計
和書	6,405	590	6,995
洋書	220	24	244
合計	6,625	614	7,239

	購入	寄贈	合計
和書	6,995	242	7,237
洋書	244	0	244
合計	7,239	242	7,481

平成17年度 逐次刊行物受入数

★ タイトル数

雑誌	製本雑誌	紀要	合計
125	0	573	698

★ 和洋別雑誌タイトル数

	購入	寄贈	合計
和雑誌	92	0	92
洋雑誌	33	0	33
合計	125	0	125

★ 冊 数

	受入冊数
紀要	664
製本雑誌	0
雑誌	1,339

★ 新 聞

日本紙	英字紙	合計
4	1	5

★ 電子ジャーナル

タイトル数
0

平成17年度 視聴覚資料受入数

★ 点 数

ビデオ	DVD	LD	カセット	CD	CD-ROM	レコード	合計
40	134	0	0	12	1	0	187

平成17年度 山梨県立大学看護図書館

利用統計

開館日数・入館者数 他

開館日数	222
貸出件数	14,303
学外登録人数	353

	学生	教職員	学外者	合計
入館者数	68,974	2,491	71,465	
貸出件数	11,729	823	1,751	14,303

★夜間開放(7時~9時30分)

開放日数	161	
利用者数	学内	5,859
	学外	779
	合計	6,638

★スタディールーム

スタディールーム利用者数	657
--------------	-----

貸出冊数

	県立大	大學	短大	大院	飯田	教職員	学外	合計
図書	225	3,384	7,681	430	9	823	1,751	14,303
逐次刊行物	—	—	—	—	—	—	—	0
合計	225	3,384	7,681	430	9	823	1,751	14,303

調査・相談件数

電子複写

	学内	他大学図書館	公共図書館	学外	合計
受付件数	—	—	—	—	655

件数	枚数
—	—

相互協力件数

	他大学図書館	公共図書館	BLDSC	その他	合計
貸借受付	—	—	—	—	24
貸借依頼	—	—	—	—	18
複写受付	—	—	—	—	1,880
複写依頼	—	—	—	—	987
合計	—	—	—	—	2,909

山梨県立大学看護図書館

蔵書統計

図書館所蔵資料

★ 所蔵数

図書	逐次刊行物	視聴覚資料	合計
63,328	30,650	1,568	95,546

★ 図書内訳

	図書館購入	研究室購入	合計
和書	—	—	—
洋書	—	—	—
合計	—	—	63,328

	購入	寄贈	合計
和書	—	—	—
洋書	—	—	—
合計	—	—	63,328

★ 逐次刊行物タイトル数

雑誌	製本雑誌	紀要	新聞	合計
927	—	—	11	938

★ 和洋別雑誌タイトル数

	購入	寄贈	合計
和雑誌	—	—	0
洋雑誌	—	—	0
合計	0	0	927

★ 逐次刊行物受入冊数

	受入冊数
紀要	—
製本雑誌	—
雑誌	30,650

★ 視聴覚資料所蔵数

ビデオ	DVD	LD	カセット	CD	CD-ROM	レコード	合計
1,500	58	—	—	—	10	—	1,568

★ 再生機台数

ビデオ	DVD	LD	カセット	CD	CD-ROM	レコード	合計
10	1	—	6	—	—	—	17

平成17年度 図書資料受入数

★ 冊 数

購入図書	寄贈図書	受入図書数
1,526	336	1,862

★ 冊数内訳

	図書館購入	研究室購入	合計
和書	1,372	8	1,380
洋書	146	0	146
合計	1,518	8	1,526

	購入	寄贈	合計
和書	1,380	336	1,716
洋書	146	0	146
合計	1,526	336	1,862

平成17年度 逐次刊行物受入数

★ タイトル数

雑誌	製本雑誌	紀要	合計
543	—	—	543

★ 和洋別雑誌タイトル数

	購入	寄贈	合計
和雑誌	171	293	464
洋雑誌	76	3	79
合計	247	296	543

★ 冊 数

	受入冊数
紀要	—
製本雑誌	—
雑誌	3,093

★ 新聞

日本紙	英字紙	合計
9	2	11

★ 電子ジャーナル

タイトル数
0

平成17年度 視聴覚資料受入数

★ 点 数

ビデオ	DVD	LD	カセット	CD	CD-ROM	レコード	合計
75	20	—	—	—	—	—	95

年 報 (平成 17 年度)

2007 年 1 月 31 日発行

編集 —————

山梨県立大学全学図書・紀要委員会

山梨県立看護大学・看護大学短期大学部図書委員会合同会議

発行 —————

山梨県立大学図書館

〒 400-0035 山梨県甲府市飯田 5-11-1

TEL (055) 224-5340 FAX (055) 224-5379

E-Mail : lib@yamanashi-ken.ac.jp

山梨県立大学看護図書館

山梨県立看護大学・山梨県立看護大学短期大学部図書館

〒 400-0062 山梨県甲府市池田 1-6-1

TEL (055) 253-9429 FAX (055) 253-9429

E-Mail : toshokan@yamanashi-ken.ac.jp